

平成30年12月三種町議会定例会会議録

平成30年12月12日三種町議会を三種町議会議場に招集した。

一、出席した議員は、次のとおりである。

1番	三浦 敦	2番	平賀 真
3番	伊藤 千作	4番	大山 善治郎
5番	児玉 信長	6番	清水 欣也
7番	加藤 彦次郎	8番	後藤 栄美子
9番	成田 光一	10番	大澤 和雄
11番	高橋 満	12番	工藤 秀明
13番	堺谷 直樹	14番	安藤 賢藏
15番	小澤 高道	16番	金子 芳継

一、欠席した議員は、次のとおりである。

なし

一、遅参した議員は、次のとおりである。

なし

一、早退した議員は、次のとおりである。

5番 児玉 信長

一、地方自治法第121条の規定により、説明員として出席を求めた者並びに委任を受け出席した者は、次のとおりである。

町 長	田川 政幸	副 町 長	檜 森 定勝
教 育 長	鎌田 義人	総 務 課 長	石 井 靖紀
企画政策課長	金子 孝	税 務 課 長	佐々木 恭一
町民生活課長	高橋 泉	福 祉 課 長	加賀谷 司
健康推進課長	金子 英人	農 林 課 長	寺 沢 梶人
商工観光交流課長	桜庭 勇樹	建 設 課 長	進 藤 敦
上下水道課長	近藤 光明	琴丘総合支所長	近 藤 吉弘
山本総合支所長	後藤 誠	会 計 課 長	佐々木 里史
教 育 次 長	畠山 広栄	農業委員会事務局長	信 太 清勝

一、本会議の書記及び職務のため出席した職員は、次のとおりである。

議会事務局長	平澤 仁美	議会事務局長補佐	石 井 透
議会事務局主査	池内 和人		

一、本日の会議に付した事件

日程と同じ

議長 金子芳継は、平成30年12月12日、出席議員が定足数に達したので、本会議を開会する旨宣告した。（午前10時00分 開会）

議 長 （ 金子芳継 ）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名であり、定足数に達しております。

本日の会議を開きます。

日程第7. 一般質問を行います。

順次発言を許します。

10番、大澤和雄議員。10番。

10番 （ 大澤和雄 ）

おはようございます。私からは、さきに通告しております2点について質問をさせていただきます。

まず初めに、空き家対策についてであります。

適切な管理が行われていない空き家で特に、倒壊等著しく保安上危険な状態で衛生上有害となっている状態の特定空き家に対して、何とかしてほしいという声が町民から寄せられております。

町に対しても空き家に対する苦情や相談等が寄せられ、その対応に苦慮しておられることと思っております。

空き家等対策の推進に関する特別措置法では、従来、代執行できなかった所有者が確知できないケースも代執行できることとなりました。さらに、所有者を特定する際、従来、目的外使用となり、使うことのできなかつた固定資産税の課税情報を内部利用できるようになりました。代執行に積極的に踏み切ることは、弊害として最終的にこうした措置がとられることがわかっているとしたりみずから動かず自治体による措置がとられるに任せる所有者が出てくることも懸念されますけれども、措置法を踏まえた対応や、三種町空き家等の適正管理に関する条例に基づいた助成制度の活用など積極的に推進していかなければならないものと考えております。

全国的には本町のように空き家の除去費への補助のほか、土地建物を自治体に寄付する条件で空き家の公費による除去を進めた自治体もあります。この公費投入にはモラルハザードの問題も出てくることも懸念されることから、あくまでも自主的除去を原則とし、公費投入に踏み切る場合は地域にとってどういう手法が有効なのか十分検討しなければならないものと考えておりますけれども、これらのことを踏まえた上で今後の空き家対策について伺いたいと思います。

また、三種町空き家情報登録制度、いわゆる空き家バンクの利用状況はどのようなになっているのか伺いたいと思います。

次に、2番目の作況指数についてであります。

米の作柄を示す指標である作況指数は、10アール当たりの平年の収量を100として、その年の10アール当たりの収量を数値であらわすもので、平年の収量は過去の収量をもとに、気象の影響や栽培技術の進歩を加味して農林水産省が推定しております。

作況指数に応じて作柄の良否が決められており、106以上が良、102から105がやや良、99から101が平年並み、95から98がやや不良、94以下が不良、90以下は著しい不良となっております。

さて、本年産米の農林水産省が発表した9月15日現在の作況指数は98で「やや不良」となっております。これに対して県内農家から「収量が予想を下回る」との声を受け、JA秋田中央会は東北農政局秋田拠点に対し、作況指数に実態を的確に反映するよう要請しております。

その後、東北農政局秋田拠点は、10月15日現在の作況指数を10月31日に96と発表しております。県北の10アール当たりの予想収量は、ふり目幅1.70ミリで選別した場合として541キロとなっております。

これに対して町内の農家からは「昨年よりも10アールで2俵減、7俵から8俵」との声が聞かれます。しかも、農家は出荷する玄米はふり目幅は1.90ミリが標準で、最低でも1.85ミリ以上を使用し、出荷、検査を受けております。したがって、農水省が発表した作況指数と収量が非常に実態とかけ離れた数値となっております。

このことについては、昨日の町長の行政報告でもありましたように、12月10日に東北農政局より発表された数値は、県北地区で10アール当たり541キロで、作況指数96となっておりますけれども、町内農家はこれ以上の大幅な収量減となっております。

米の作況指数は来年産米の生産量の目安などの基準となることから、関係機関に町としても町内農家の実態に見合った指数、収量を発表されるよう要請していかれるべきではないかと思っておりますけれども、これらの対応について伺いたいと思います。

特に農家が農業所得の確定申告の際に、従来の標準による課税方式ではなくて収支計算によることになっておりますけれども、農林水産省が実態とかけ離れた数値を発表すれば、さまざまな関係機関に1つの目安、参考値として認識されるのではないかと大変懸念するものであります。

農水省では「あくまで実測をもとにした通常ベースで算出した」と報道されておりますけれども、公表に当たっては農家と同じ1.90ミリないし1.85ミリのふり目で選別した収量を公表するよう強く求めるものであります。

町としてはこれらに対してどのような対応を考えておられるのか伺いたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

議長（金子芳継）

10番、大澤和雄議員の壇上での質問が終わりました。

当局の答弁を求めます。町長。

町長（田川政幸）

おはようございます。

それでは、10番、大澤和雄議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、「空き家対策について」であります。議員ご指摘のとおり、町内にも保安上危険な状態の空き家が存在するのは事実であり、町民からも苦情や相談が寄せられております。

町としましては苦情のあった空き家につきましては、初めに現場を確認し、所有者の把握を行い、その上で所有者に対して適切な管理をお願いしております。

所有者が不明な空き家については、議員のおっしゃるとおり固定資産税の課税情報等を活用しながら所有者を把握し、適切な保全管理をお願いしているところであります。

しかしながら、町外在住者も多く、文書でのやりとりが大半であり、連絡がつかないケースが多くあります。再度文書を送っているというのが現状であります。

助成制度につきましては、今年度も十数件の相談があり、相談のあった空き家に関しては、担当の職員が現状を確認し、危険な空き家かどうかを建築士から判断していただいております。危険と判断され、空き家の所有者が解体を行う場合は、解体費用の一部を補助しており、今後も積極的に推進してまいりたいと考えております。

空き家対策特別措置法による特定空き家の行政代執行につきましては、まだ全国的にも事例が少なく、本町でも現在行っておりません。空き家と申しましても所有者の財産であり、勝手に撤去することは財産権の侵害にもなりますので、町といたしましては、今後も所有者に対し適正な管理をお願いしながら、空き家対策の対応に努めてまいりたいと考えております。

次に、「空き家バンクの利用状況」につきましては、現在33件の登録物件があり、そのうち入居済は13件、交渉中が2件となっており、残りの18件は現在ホームページに公開し、募集を行っております。

今年度に入ってから、空き家の外観等を再調査し、その物件をホームページに掲載したところ、多くの問い合わせをいただいております。引き続き空き家の情報提供・登録を呼びかけるとともに、情報発信にも努めてまいりたいと考えております。

次に作況指数についてのご質問であります。初めに、東北農政局秋田拠点は10月31日に10月15日現在の30年産水稻の作柄状況を発表いたしました。県北地域の作況指数は当初の98から96の「やや不良」と下方修正されており、前回発表の9月15日時点に比べ、稲刈り後の実測が反映されているものと認識しております。

東北農政局では、大沢議員ご承知のとおり、10アール当たりの予想収量

及び予想収穫量は、1.70ミリのふるい目幅で選別された玄米の重量であり、作況指数は全国農業地域ごとに、過去5年間に農家等が実際に使用したふるい目幅の分布において、大きいものから数えて9割を占めるまでの目幅、東北は1.85ミリです。以上に選別された玄米をもとに算出された数値であると伺っております。

町内の水稻の作柄については、大沢議員が農家から聞いておられるとおり、稲刈りが盛期を迎えたころより、「近年にはないほど収量が少ない」「平年より2俵少ない」などの声が多く聞かれております。

大沢議員ご指摘の、農林水産省東北農政局が公表する米の作柄状況に関する収穫量並びに作況指数が実態とかけ離れているのではないかとのご指摘については、当町のみならず、県内の他の市町村も同じような状況が見られると認識しております。

先月、開催されました「県農業再生協議会・需要に応じた米生産に関する専門部会」の中でも、各市町村、JAより東北農政局秋田拠点に対し、実情・実態に即した収穫量の算出を求める意見等が述べられております。

米の作柄状況における収穫量並びに作況指数は、米価の変動、収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）等に大きく影響し、農業経営を左右しかねないことから、実態に即した収穫量並びに作況指数の公表について、県、市町村、JA等と連携し、国に働きかけていきたいと考えております。

以上であります。

議長（金子芳継）

当局の答弁が終わりました。

10番、大澤和雄議員の再質問を許します。10番。

10番（大澤和雄）

まず、第1点目の危険な空き家対策についてでありますけれども、代執行というのは今のところ当局では考えていないと、難しいということなんですけれども、確かに私の持っている資料の中でも全国で代執行23件、略式代執行、いわゆる確知できないものを略式で代執行するというのが全国で75件、これ2018年3月31日現在で全国で非常にまだそういう事例は少ないんですけれども、ただ、そういう確知できないものも代執行できるということにはなつたので、これはやはり町内を見ましても本当に自分の家の隣の家が倒れかけてきて本当に危険でどうしようもないと。しかし、その所有者もわからない。町のほうにももちろんそれは来て見て大変だということはわかっただけでおられるようなんですけれども、個人でやはりそれを、他人の財産ですから簡単に危険だからといって取り壊すというわけにもいかないし、本当に困っているわけなんです。

ですから、本当にそういうものは結局はまず所有者を探して、所有者がやってくれることが基本なんですけれども、なかなかそれがどうしてもできない状況であれば、全てというのはとても大変な予算、お金がかかっていくことなので町としてもそれはとても全てそういう対応ができるというのは無

理だとは思いますが、最低限非常に危険で年に何件かでも略式代執行に踏み切らざるを得ない状況が生まれてきているのではないかなと思うんですけれども、その辺の対応はどうなんでしょうか。

全然それはもう、あと何ともできない状態で終わるのか。あるいは、最低限1件でも2件でも、そういうものがどうしても危険で近隣の住民の生活に本当に危険な状態にあるというのであれば、略式代執行もいたし方ないのではないかなと。

それはもう件数は1件か2件、本当に限られた予算の中で最低限それは決めてかかる以外にはないと思うんですけれども、その辺の対応ができないものかどうか伺いたいんですけれども。

議長（金子芳継）

町民生活課長。

町民生活課長（高橋 泉）

お答えいたします。

今議員おっしゃったとおり、やはり個人の財産でありますし、危険な空き家につきましてはこちらでも把握はしております。

ただ、経費もかかることでありますので、この場ではすぐやりますとは答えにくいかと思っております。

議長（金子芳継）

10番。

10番（大澤和雄）

もう1つちょっと伺いたいことがあるんですけれども、本町でそういう事例があるのかどうかわかりませんが、全国的に親世代、ご両親が亡くなって子供の世代になったときに相続を放棄するというのが全国的にふえてきているという状況が報告されているんですけれども、本町でもそういう事例があるのかどうか、ちょっと伺いたいんですけれども。

議長（金子芳継）

税務課長。

税務課長（佐々木恭一）

お答えします。

固定資産税において相続放棄という件数は年々ふえてきているというのが現状でございます。

議長（金子芳継）

10番。

10番（大澤和雄）

ないということですか。ふえてきていると。

いずれこのことも非常に、実際税法上相続しなくても固定資産税を遺族の方の誰かが払ってくれますかといったときに、この誰かが了解して払ってくればいいんですけれども、そういう放棄ということになると税の関係でも結局徴収できないということにもなりますし、当然それが家屋なんかは放置

されることによってまた危険な家屋がふえていくということにもなっていくので、非常にこれもまたこれから大きな問題になっていくのではないかなと思っているわけです。

この相続放棄しても相続の管理責任は残るといふふうに言われて、指導助言あるいは勧告まではできるんですけれども、それ以上は町としても対応はできないという見解らしくて、非常にこれも今後問題になっていくのではないかなと思っております。

全国の事例を見ますと、公費による除去、本来本人がやるべきことなんですけれども、私も壇上で言いましたように、一定のその土地を寄付等する場合、県なりそれなりの許可を得て公費で除去するというようなところも出てきているんですけれども、そういうことは考えておられるのかどうか、伺いたいたいですけれども。

議長（金子芳継）

町民生活課長。

町民生活（高橋 泉）

課長 答えいたします。

今、寄付のお話あったんですが、あくまでも例えばその土地が何か町のために利活用できるものであればそういう考えもあると思いますけれども、現在のところは考えておらないというところが現実であります。

以上です。

議長（金子芳継）

10番。

10番（大澤和雄）

わかりました。

次に、空き家バンクについて現在33件ですか。ホームページにも公開されておられるようですけれども、今回ありました三種町のまち・ひと・しごと総合戦略でも実績が載せられておるようですけれども、確かに件数は少ないと言っても全国的にこの空き家バンクを創設、検討含めて全国で自治体1,000ほど空き家バンクというものはあるんですけれども、その2割から3割が実績ゼロというところが多い。

そういう中で、でも三種町は頑張っているほうなのかなと私は思っております。こうしたことをさらに広めて、放置するとだんだん危険な状態になって結局また危険な空き家がふえていくということになりますので、大いにこの空き家バンクの成約件数が増えるように努めていただきたいなと思うわけです。

私の持っている資料で全国的に空き家バンクが一番進んでいるのが長野県の佐久市で、2008年度からこれまでの成約件数が400件以上に上ると。そういう報告もあるんです。

その中身をちょっと私もホームページで見たら、長野県の佐久市は首都圏とも近いということもあって、新幹線の便があるということで、三種町がそ

れをやるというのがほとんどとてできる制度ではないなとちょっとびっくりしたんですけれども、ただ、1つの参考になればと思うんですけれども、佐久市では移住促進住宅取得費等補助金というのものも、新築をした場合は最高40万、中古で20万円の補助と、そういうことをやっておるんです。

それで、何か首都圏に近いということで、佐久市に住んで仕事は東京都内でそのまま続けるという方に対する新幹線通勤最高年額30万円で、最長で3年間90万円の補助をします。

何かとてとても我々はできそうにもない、そういう助成制度を活用しておられるようなんですけれども、ただ、この中でやれることといえば、物件の案内を土日でなければ来れないという方に対して土日も対応すると。もちろんこれは予約をしていただかなければならないということなんですけれども、いずれこの予約した方には土日もそうした物件に対する案内をしますと、そういうこともやっておられるようで、そうしたことは我が町でもできる部分もあるのかなと思うんですけれども、そうした対応についてはどのように考えておられるのか伺いたいと思うんですけれども。

議長（金子芳継）

企画政策課長。

企画政策（金子 孝）

課長 答えいたします。

今、土日の対応というようなお話あったわけなんですけれども、うちのほうも問い合わせがあった場合、その方の都合が土日でなければいけないというようなケースの場合も中にありますので、そういうときは職員が出て案内したりして対応しているところでございます。

議長（金子芳継）

10番。

10番（大澤和雄）

わかりました。

いずれ地方だけじゃない、都市でもこの空き家対策というのはこれから本当に頭の痛いというか、大変な問題になっていくだろうとは思いますが、この空き家というものをただ厄介払いではなくて、やはり移住者と地域社会とをつなぐ1つの地域資源だという観点にも立ちながら対応していかねばならないのではないかなと思いますので、今後ともそうした対応に当たっていただきたいと思います。

この問題はこれで終わります。

次の作況指数についてでありますけれども、農家は確定申告を、壇上でも話しましたがけれども、稲作収益というものを全て計算して、そして経費を差し引いて申告するんですけれども、農水省が発表してやや不良でも541キロという反収で9俵なんです。そうすると、あきたこまちで9俵だと別に不作でも何でもありません。平年作というか。

ところが、これが1つの目安として見られた場合、申告したときに例えば7俵だとするとやや不良でも作況では541キロで反収9俵という数が出ていますけれども、10アールあたりに換算すると7俵しかならない、480キロにしかならないんですけれども、本当なんですかと。そう言われたときに、いやふるい目が違うからと言って、今度例えば税務署でそういう話をして通じるのか通じないのか、だから、そういうことを出されると非常に農家にとっては、迷惑というわけではないんですけれども、非常に困るんですよ。そういうことを出されると。

ですから、こういうことは本当に実態を反映した数字で出していただきたいなとつくづく思うわけです。

簡単に9俵とった方もいるかもしれませんが、例えばこの10アール7俵だと1ヘクタールで大体27万2,000円、10ヘクタールの大規模農家だと270万円も違うわけです。そのところの所得申告のときに、やや不良でも541キロとなるのにあなたは480キロしかない申告じゃないですかと言われても非常に困るわけなんですよ。

だから、こうしたことは実態を反映した数値を出してほしいということなんです。

農水省はそれが1.7ミリという考え方というのは変えないかもしれないんですけれども、それを我々農家が1.9か、あるいは1.85ミリで出荷するわけなので、それも1つの目安として農水省は参考値として出していたきたいんです。

ですから、この1.7という考え方は、農水省の考え方は考え方としてあるかもしれませんが、参考値として1.9ミリのふるい目では幾らだと、それも1つの参考値として出していただければいいなと。そういうことをひとつあわせて要請していただきたいなと思うんですけれども、その辺の考え方はどうなのでしょう。ちょっと伺いたいんですけれども。

議長（金子芳継）

農林課長。

農林課長（寺沢梶人）

議員にお答えしたいと思います。

先ほど町長からの答弁もありましたとおり、10月31日現在での県北の収量が541キロ、そして、12月10日に確定値を発表されております。それによりますと議員ご指摘のとおり同じ県北地域では541キロということでありまして。

ちなみに、その昨日の12月10日の農水省の発表によりますと、算定は1.7ミリの目幅の数量であります。参考に1.85ベースの収量513キロ、21キロの減というデータも公表されているところであります。

いずれ議員ご指摘のとおり三種町のみならず、各町村、特に沿岸部には限らないわけではありますけれども、減収の多い市町村におかれましては拠点に要望しているところであります。

以上です。

議長（金子芳継）

10番。

10番（大澤和雄）

わかりました。

いずれこの作況指数、最初に8月15日現在で平年並みとして出したんですよ。農家の方も三種はことしも豊作ではないかと、作況指数早く平年並みというふうに出したものですから。

それで、要するにこれだけ実際収穫してこれだけ作柄が悪いというのを誰も予想しなかったし、水稲共済にも被害の申告を出した方はほとんどいないと思うんです。

それで、いざ収穫してみたら今までの平成22年以来の大不作だと。しかしながら、さきに平年並みというふうなもので農家もまさかこんなに悪くはないだろうということで共済にも届けなかった。

そういうことも影響しまして、本当に今とってみれば大変だなと思うんですけれども、きのうの魁新聞に農水省から収穫後の申告も可能な特例措置を認めるという通知が届いたことを受けて、県内の共済組合がそれに対応する準備を進めているという報道があったんですけれども、このことについて町のほうでは何かこういう情報が入っているものかどうか伺いたいんですけれども。

議長（金子芳継）

農林課長。

農林課長（寺沢梶人）

お答えします。

議員ご指摘のとおり減収が顕著であったにもかかわらず、収穫前の被害が判別できなかったものに対して損害申告がなされなかった事案が多いということの意見は伺っております。

町のほうに情報があるかということのお伺いだと思いますが、いずれまだ町のほうには特例措置のことだと思いますけれども、情報は入っておりません。

議長（金子芳継）

10番。

10番（大澤和雄）

私もきのうの新聞、こういうふうなものが載っているよということで初めて私も知ったんですけれども、これ客観的にどのぐらい減収したかという、そういう証明を添付するということはできることなんですよ。JA等あるいは集荷業者等が出荷したものに対して精算、何トン米になって幾ら幾らで買ったと、そういう精算書なり、あるいはJA等が検査格付け結果通知書など農家に送られてきていますので、それが当然30年産米、そして29年産米の比較でその差額というのはわかるわけです。それで信頼できなかった

ら、最終的に30年度の分の農業所得の収支計算による稲作の収益の部門を比較すればそれはわかるわけなんです。最終的には。

ですから、そういうことはきちんと把握できるものであると思いますので、共済のほうで、我々農家みずからがそういう申請書類がまず共済のほうで整って、こういう書式に従って提出してくださいというのであれば、農家は幾らでもそれなりの証明というものは提出できると思うんです。

ですから、もしそうした対応が町のほうでもそういう情報が伝わり次第、農家のほうにも伝えていただければなど。基本的には共済がどういうふうな対応をとるのかということなんでしょうけれども、いわゆる収穫後というのも昨年度との比較というのはできないかという、きちんとした証明は農家はできると思いますので、ですから、そういった対応がもし町のほうでもそういう情報が入り次第、農家のほうに知らせていただきたいなと思うんですけれども、今後のそうした対応というのはどういうふうに考えておられるのか伺いたいと思います。

議長（金子芳継）
農林課長。

農林課長（寺沢梶人）
お答えします。

いずれ議員ご指摘のとおり、これから特例措置に関する情報等、文書等が入るかと思われます。それに伴い農業共済組合、それからJA等、もちろん県等々と協議検討した上で、情報に関しては早めに農家の皆さんへ周知したいと考えております。

議長（金子芳継）
10番。

10番（大澤和雄）
わかりました。

いずれ農家はこの思わぬ減収で、しかも今年度から米の直接支払いも30年産からなくなったんですね。それで、本当に農家は今ダブルパンチというか、大変な状況だと思うんです。

ですから、そうした補填制度というものが、共済制度というものがありませんので、そうしたことが活用できるのであれば、損失補填という形でできることがあれば農家にとっても非常に助けになると思いますし、また、町としても県と連携して、直接支払いもなくなった、そして収穫も思わぬ減収ということで、農家は本当に大変な状況だと思いますので、そうしたことを加味したいろいろな支援というものも検討していただければと思います。

以上、終わります。

議長（金子芳継）
10番、大澤和雄議員の一般質問を終わります。

次に、9番、成田光一議員の一般質問を許します。9番。

9番（成田光一）

それでは、私のほうからさきに通告してあります2点について質問をさせていただきます。

まず初めに、外国人労働者の受け入れ態勢の確立についてということで質問させていただきます。

国会では外国人労働者の受け入れを拡大する入国管理難民法などの改正について盛んに審議がされております。8日の日にはまずこれが成立しておりますけれども、政府与党として来年4月から新たな制度として導入を考えているようでありますけれども、そこで当局の考えを聞きます。

1つ目、現在、当町には外国人労働者及び技能実習生は何人いるのでしょうか。

2つ目、町内の企業などで、外国人労働者を必要としている人数を把握しているのでしょうか。

3つ目、さまざまな欠陥を指摘をされている法案ではありますが、どのような認識でおりますでしょうか。また、政府の動向を待たずとも、町独自に受け入れ態勢の準備に入るべきではないかと思いますが、考えを聞きます。

2つ目の質問であります。工事請負契約の締結に関しての業者指名基準のあり方について。

町が発注する建設工事入札参加資格の条件については事務要領により確認済みではありますが、細部にわたっての部分で質問をさせていただきます。

1つ目、これまでの発注方法を見ると、JV、共同体的ことですが、一括、分割と工事案件によって異なる手法をとっております。その基準とは何なのか教えてください。

2つ目、建設工事入札参加資格審査において、町内業者と町外業者の違いは何なのか明確に教えてください。

以上で壇上からの質問を終わります。

議長（金子芳継）

9番、成田光一議員の壇上での質問が終わりました。
当局の答弁を求めます。町長。

町長（田川政幸）

それでは、9番、成田光一議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、外国人労働者の受け入れ態勢の確立についてお答えいたします。

質問1点目の、当町における外国人労働者の人数につきましては、平成30年11月現在の住民基本台帳における外国人登録者数は47人となっておりますが、在留資格別では技能実習生が27人となっております。

また、ハローワーク能代に問い合わせたところ、外国人の雇用保険資格取得届出は事業所ごとの届出であるため、市町村単位での把握はできないとのことでした。

町内企業等における外国人労働者を必要としている人数の把握でございますが、現状では人数の把握は行っておりません。

しかしながら、毎年、町内の企業から20社程度選定をして企業訪問を実施し、訪問時のヒアリング事項として雇用状況を聞き取りしており、人手不足と回答した企業が多数あるほか、従業員を募集しても応募がないなど、町内においても人手不足が深刻な状況であると認識しております。

3点目の、入管法の改正への認識と町独自の受け入れ態勢の準備についてでございますが、前段の法改正への認識につきましては、今回の入管法改正は、新たな在留資格を設けて外国人労働者の受け入れを拡大する内容となっておりますが、人口減少が進行する本町において各産業の人手不足に対応するためにも必要な法改正であると認識しております。

しかしながら、法改正では新たな受け入れ制度の大枠は示しているものの、具体的な制度設計が示されていないため、現時点では政令等による制度設計を見ながら、判断してまいりたいと考えております。

後段の、当町独自の受け入れ態勢の準備をとのことでございますけれども、県では市町村と連携し外国人の受け入れを含む労働力確保対策等を協議する新たな組織を来年度に立ち上げることであり、そこでの情報や協議を通じて本町における取り組みを検討してまいりたいと考えております。

現時点におきましては、町内企業等の雇用・求人状況や外国人労働者をどの程度必要としているかといった調査などは実施可能であるものと考えております。

2つ目の質問に関しましては副町長からご答弁を申し上げますので、私からは以上とさせていただきます。

議長（金子芳継）
副町長。

副町長（檜森定勝）

それでは、9番、成田光一議員からの2つ目ご質問につきまして、ご質問の「工事請負契約締結に関する業者指名基準のあり方」について私からお答えいたします。

最初の発注方法の違いでございますが、130万円以上の工事の場合、建設業者指名審査委員会に指名業者選定伺いが、工事を担当するそれぞれの課より提出されます。

これを受けまして指名審査委員会において、工種、それから工事の価格等を審査し、建設業者等級格付け名簿により指名業者を選定しております。

また、大規模かつ技術的難度の高い工事の施工に関しましては、技術力等を結集して工事の安定的施工を確保する必要があると判断した場合は、共同企業体いわゆる「JV」を活用する場合もございます。

次に、一括、分割発注でございますが、工事を工区分けし分割発注するか、工種分けをして分離発注するかは、工事の工期や事業規模を勘案して判断しております。

現在、当町には分割発注、分離発注の明確な基準はございません。分離分割発注について明確な基準を定めている大仙市、それから男鹿市の2市以外

の市町村、また、県におきましても明確な基準は設けておりません。

9月定例会におきましても、このことに関連した質問があり、分離発注に関しては、中小企業庁からの通達、また、担い手育成の面からも必要でありますので、一定の基準を設けると答弁しており、現在、指名審査委員会において検討し、作業をすすめているところでございます。

次に、町内業者と町外業者の違いでございますが、建設工事等指名競争入札事務要領第2条において、町内業者とは三種町建設業者等級格付け名簿に登載された者のうち、町内に主たる営業所を有するもので、町民税、法人税を申告納税して町民税の特別徴収を行っている者、これが1つです。また、町内に営業所を有する者で、町民税、法人税を申告納税し、町民税の特別徴収を行っている者で、社員のうち5人以上が町内居住者で、その社員に係る町民税について特別徴収を行っており、建設業許可を取得してから引き続き3年以上町内で事業を営んでいる者と規定しております。ただいま申し上げました要件の1つでも該当しないものがある場合を町外業者ということになります。

以上でございます。

議長（金子芳継）

当局的答弁が終わりました。

9番、成田光一議員の再質問を許します。9番。

9番（成田光一）

それでは、再質問をさせていただきます。

まず最初に、外国人労働者受け入れ態勢の件でございますけれども、国では8日の日に成立したことでございますので、いずれ4月1日から施行ということで、まず内容についてこれからだという判断でございます。当局でもさほどまだ知識がないことはもちろん承知の上できょう質問させてもらっておりますことをまず了解もらいたいと思います。

当初、国では制度導入初年度、最大4万7,550人、5年目までの累計では最大34万5,150人などという数字を出しておりました。その後いろいろと数字が出入りしてありまして、最終的には成立後に運用方針で明記するという説明であるというふうに新聞報道等で確認しております。

いずれにしてもまだまだ先行きは不透明なままであるということは事実でありますけれども、このことを見ますると、私は外国人労働者、特にこの地方において、例えばこれが4月1日から施行されたとして運用されたとしても、地方においてはやはり労働者として必要な人材が人数がふえるとはどうも思えないんです。

なぜかといいますと、今までは技能実習生という扱いのもとに各場所にそれぞれ配置されていたといいますか、そういう感覚であったと思うんですけども、今回のものを見ますともう明らかに働くために来るという内容に解釈できるんじゃないかと思えます。

ということは、働くイコールやはり賃金の高いところに人間として行きた

くなるわけですので、地方のほうが本当は人材不足なわけですからこういった法案をつくってきているんでしょうけれども、いざ運用してみますとやはりこのような地方、ここだけじゃないにしても、地方にはやはりそういった賃金の安いところにはどうしても人は集まりにくい、そういう状況が出てくるんじゃないかなというふうに私は個人の思いですけれど考えております。

その辺当局はどういうふうに思いますか。何か国とか県からそういった情報とか入っているものですか。

議長（金子芳継）
商工観光交流課長。

商工観光交流課長（桜庭勇樹）
お答えいたします。

国等からはまだ情報はほとんど入っておりません。いずれ外国人労働者の賃金水準についても日本人と同等以上という法改正のほうで示されておりますので、これから国のほうで制度設計の中で詳細なものが出てくるのかなと考えております。

議長（金子芳継）
9番。

9番（成田光一）

そういうことだとは思いますが、そういうものを待っていますと、やはり最初に言ったとおりなかなか人材は来ないんじゃないかなというふうに私は思います。

まず、そのためにも何とか独自の施策というものをやはり今から考えながら、ホームページとかいろいろなところで我が町はこういうことを考えて今やっているんだよというPRを今からやっておくような姿勢がないと、いざ4月1日になった時点で国のいろいろな説明を待っていた段階で、みんな全国用意ドンでスタートするとおくれるんじゃないかなという気もします。その辺はやはりこれから考えておいてほしいものだなというふうに思います。

それから、2つ目の中で、現在町内で働いている方々いらっしゃる、働いているというか、技能実習生という扱いなんでしょうけれども、こういった方々が今実際受け入れる事業の方も調査です。意向調査。さっき可能だというふうな話をしていましたけれども、実際こういったものをやった上で、実態的に合う数字というものをやはりつくっていくのが今からできる方法の1つなのかなというふうには思いますけれども、その辺どうなのでしょう。やってみるといって価値はあると思うんですが、考えはありますか。

議長（金子芳継）
商工観光交流課長。

商工観光交流課長（桜庭勇樹）
お答えいたします。

いずれ毎年の企業訪問でも雇用に何らかの影響があると答えている企業が半数以上ございますので、いずれこれから外国人の受け入れも考えていかな

ければならないと考えております。

いずれ外国人を受け入れるとしても、コミュニケーション、通訳とか、そういう問題もいろいろございますので、そこら辺も含めて企業のほうに調査を行うのは可能かなと考えております。

議長（金子芳継）
9番。

9番（成田光一）

ぜひ調査をしてもらった上で、本当に我が町のためになる法案として運用できるように体制をつくっていただきたいものだなというふうに思います。よろしくお願いします。

それから、同じ中身ですが、きのう県内実習生、これまでに56名が不明になっているという記事がありました。我が町でもこれはあるんですか。把握しているんですか。ちょっとあったらお願いします。

議長（金子芳継）
商工観光交流課長。

商工観光交流課長（桜庭勇樹）
お答えいたします。

失踪状況等につきましては把握はしておりません。

議長（金子芳継）
9番。

9番（成田光一）

把握していないということ。でも、ここで数字が出ているわけですから、多分町でなくても、これ警察発表ですので警察で把握していることなのかなとは思いますが、多分町内でもある数字なのかなというふうには想定されま

す。こういったこともやはりちゃんと把握して、今後のためになるような施策にしていけないと、なかなか来る人もなぜ逃げてしまったのかという、失踪したのかというのはやはり大きな問題ですので、国会レベルの議論じゃないですけれども、やはりこういった問題はちゃんとやっておかないと、今後新しく運用した中でもやはりこの問題が出てくるようでは二の舞になるのかなと思います。どうかひとつその辺考えていただきたいと思います。

町内でも早く外国人労働者を雇い入れたいと考えている企業はあると思います。先ほどの答弁の中でも答弁はしておりますが、やはりこの制度、外国人実習生と違いまして働きに来るわけですので、賃金の高いところに集中するのはもう絶対ありきかなと思います。

これまでの日本人の賃金よりも高い水準でというさっき答弁もありました。報道でもそのようになっております。そうしますと、日本人は雇われなくなるわけですね。逆にちょっと変な言い方ですけども、これまで日本人が一生懸命働ける場所が、ある意味外国人が来ることによって働けなくなる、失業率が高まるんじゃないかなと単純に思います。

その辺、国のほうでもいろいろ議論されている部分のようではありますが、やはりこういったことは国レベルの話でなくて、自分たちの部分で、やはりそういう地元の企業、迎え入れたいと思っている企業がありましたら、そういったところに意向調査をするなどして、本当に真剣に親身になってやっていかなければならないと思うし、先ほどの答弁にもあった言葉の問題、それから子供の教育の問題、いろいろ出てくるはずです。本当にその辺は大変な部分なんでしょうけれども、やはり独自に考えていただきたいというふうに思います。

早速きょうの新聞で言葉の研修については8カ国の国を指定してまず勉強するんだというふうな中身が出てきていました。これからいろいろとそういう細部にわたって出てくるんだとは思いますが、どうかひとつ国の指導を待っているだけじゃなく、何回も言いますが、現実には何が起きているのかやはりちゃんと把握した上で、どうかひとつ、せっかくなる法案です。何とかな町のためになるようにしていただきたいというふうに思います。

ぜひともその調査をやってもらいたいと思います。それを希望しましてこの質問は終わります。

次に、2つ目の質問に入ります。

まず、工事契約の締結に関する業者指名基準についてのあり方ということですが、建設業では今担い手三法というものがあります。1つ目は改正公共工事品質確保促進法、品確法と言われるものです。2つ目が改正公共工事入札契約適正化法、いわゆる入契法という言葉です。3つ目が改正建設業法ということで、担い手三法として国会で26年の5月に全会一致で成立している法案です。中身を理解していますか。

議長（金子芳継）
建設課長。

建設課長（進藤 敦）
お答えします。

その三法に関しましては、まず概略ではありますが解釈しております。

議長（金子芳継）
9番。

9番（成田光一）
解釈しているということで質問を進めていきます。

公共事業の品質確保に加え、担い手中長期的な育成と確保、適正価格の契約の確保などが基本理念となっているのがこの担い手三法と言われるものです。

まず、建設業界はさまざまな歴史があったようで、この担い手三法が出てきて初めて何とか適正な品質とか担い手をつくっていくための未来に向かった法案ということで26年の5月29日に全会一致で国会で成立している法

案であります。

この中身を見ますと、工事の資格とか地域の実情、自然条件、例えば週休2日など、いろいろなことを導入した上で適切な工期を設定することが盛り込まれております。無理をしないでちゃんとした工事ができるようにしてほしいという中身のようだとは解釈しております。

このような制度状況の中で地元業者を育てていくのも自治体の大きな役割なのかなと思いますが、これまでこの担い手三法、我が町で着実に実施されてきているとお思いでしょうか。

議長（金子芳継）
建設課長。

建設課長（進藤 敦）
お答えします。

その点に関しましては、まず毎年建設業協会のほうから要望等あります。特にただいま議員おっしゃいました適切な工期、適切な価格、それに関しましてはまず町のほうでも適切に工事のほうを積算並びに工期設定をしていると考えております。

以上です。

議長（金子芳継）
9番。

9番（成田光一）
そういうことで進んでいるとは存じます。

あと、近年異常気象とかが当たり前のようになっています。例えば大型の台風であったり豪雨であったり地震であったり、異常な自然災害がこの1年間でも来ております。ことしの夏も災害級の暑さと言われるものもありました。

いざ災害が発生したときのために町は建設業協会と災害防止協定を結んでいると聞いております。その内容についてちょっと教えてください。

議長（金子芳継）
建設課長。

建設課長（進藤 敦）
お答えします。

災害が起きた場合、まず平成25年度に一度協定により工事を発注した実績がございます。最初にまず建設業協会とも話し合いをしまして、災害箇所、現場に関しまして入札等なしで全てもう業者をそれを振り分けしてまず第一に復旧に努めるということでございます。

以上です。

議長（金子芳継）
9番。

9番（成田光一）
入札なしですけども、まず復旧が第一、災害ですので当然です。こう

いったふうに地元の業者がやはりいなければいざというとき、災害が起きたとき、やはりこれは町民の幸せのためにも大変なことになるということはずわかります。そのための災害防止協定だと思っております。

このほかで地元の業者というのはいろいろなボランティア活動をしているように見受けられますけれども、そういったボランティア、町としてどの程度把握しておりますか。

議長（金子芳継）
建設課長。

建設課長（進藤 敦）
お答えします。

まず、全て網羅しているわけではございませんが、私の知る範囲ではありませんけれども、まず最初に釜谷浜のクリーンナップ、それと建設業協会内での救命救急の蘇生の講習会とか、そのような話は建設業協会の会長のほうから伺っております。

以上です。

議長（金子芳継）
9番。

9番（成田光一）

まだまだあるんですけれども、クリーンナップであったり、いろいろあります。

何で今わざわざこんなことを聞いているかという、やはりこういった地元の業者があるから地元のために一生懸命まず貢献している業者だと思うんです。いざというときは災害のときはやはりこういう業者が出てきます。

災害防止、環境整備に対する安心・安全、これを担保されているのがこういった地元の業者があつてだと思っております。どうかこの辺考えていただきたいと思うのは、地元の業者がこうやって頑張っている、これらをどういったふうに町として認識していますか。

というのは、やはり地元業者がどんどん頑張ってもらわないと町としては大変だなというふうな思いがあるのかどうか、お願いします。

議長（金子芳継）

9番議員さん。成田さん、ボランティアとかそういう活動は通告外でございますので。質問の。訂正してください。

9番（成田光一）

はい、では今のを訂正します。

では、次の質問に移ります。

いずれ建設業は町全体での生産性の数字からいきますと、もちろん農業が基幹産業と言われる一番目でございますけれども、やはりそれに次ぐ生産性があるのが建設業なのかなというふうに私は考えておりますというか、そういったデータがありますので、どうかひとつその辺を認識した上で今質問しておりますので、了解もりたいと思います。

次に、ISO9001について質問します。

9月の一般質問の答弁の中でも建設課長から過去の例に指摘のあったISOの取得や事務所要件は指名の基準にはしていないと、今後も登録をされた格付け名簿のとおり指名することになるというふうに答弁しておりますけれども、これで間違いありませんか。

議長（金子芳継）
建設課長。

建設課長（進藤 敦）
お答えします。

9月議会において私そのように回答しました。それで、過去に一度そのISOの認証を企業体を組むときに条件づけしていた件があります。

この後ですけれども、今後ですけれども、指名に当たりましての指名審査会の中ではそのことをまず条件とする予定はございません。

また、先ほどから議員おっしゃっているとおり、まず地元業者が優先でありますので、まずそのことに変わりはありません。まず何をやるに当たってもまず地元からという地元優先にという考えでございますので、以上です。

議長（金子芳継）
9番。

9番（成田光一）

ISO9001というのはもちろん認識しているとは思いますが、やはりこういった制度というのは企業、業者そのもののある意味通信簿みたいなものですよ。これがあるとないとで全然業者の指導力というか、生産性に対してもいいものができるかできないか含めて、やはりこういうものがあるとないとでは違うという判断になるのかなというふうに私は思っています。

優良な業者としてこういったものはやはりあつたほうがいいんじゃないかなと思いますけれども、その辺もう一度考えをお願いします。

議長（金子芳継）
建設課長。

建設課長（進藤 敦）
お答えします。

まず、私の一存で決めるわけではございませんので、この後指名審査委員会がございますので、その場で協議の案件として上げたいと思います。

以上です。

議長（金子芳継）
9番。

9番（成田光一）

当然ISOというのは工事費の積算の内容とか、そのほかにも社会性の観点から言えば退職金の積み立て、社会貢献、いろいろなことを勘案した上で

決定されるものがこのISOの1つの通信簿の数字だと私は認識しております。どうかそういったことを考えながらこれから進めてもらいたい、こんなふうに思います。

それにしましても、この担い手三法含めて、このISO9001も含めて、やはり何かしらそういったものが基準としてこれからもできていかないと、さっきの答弁でまだその辺の選定の基準がはっきりしていないような答弁がありましたけれども、そういったことではなく、やはりある程度企業として頑張ってもらうためには何をすればいいのか、自分たちいい仕事をするためには何をすればいいのか、そういったことが明確になるようなラインというのはやはり必要だと思うんです。

その辺を考えながらどうかひとつこの後いろいろな事業に関してよい品質をつくってもらうことが町民の幸せになるためでございますので、そのために企業からは頑張ってもらわなければならないわけです。頑張ってもらうための基準というのはやはりこういったものが必要になってくると私は考えますので、どうかひとつその辺理解していただいて、どうか今後の運用にしていきたいというふうに思います。

以上で質問を終わります。

議長（金子芳継）

9番、成田光一議員の一般質問を終わります。

次に、13番、堺谷直樹議員の一般質問を許します。13番。

13番（堺谷直樹）

それでは、さきに通告した2件について壇上から質問いたします。

1件目、クアオルト事業の今後のあり方は。

町民の健康増進と保険料の引き下げを目的として取り組んでいるわけですが、この事業の新年度のあり方は。集客の手段として取り組んでいるようにも思われ、事業の方向性がぶれてきていないか。この事業におけるクアオルト推進室と健康推進課の今後の関係はどうか、お尋ねします。

2件目、山本地区の保育園統合は。

全国的に保育士が不足しており、人材の確保が難しいと言われていた中、我が町も保育士不足によって未満児に待機が出ています。現在の状況と今後の財政見直しなどを考えれば、山本地区の保育園は統合すべき時期に来ているのではないかと。

以上2件、壇上からの質問を終わります。

議長（金子芳継）

13番、堺谷直樹議員の壇上での質問が終わりました。

当局の答弁を求めます。町長。

町長（田川政幸）

それでは、13番、堺谷直樹議員のご質問にお答えいたします。

まず、クアオルト事業は秋田県市町村未来づくり協働プログラムの採択を受け、町民一人一人の健康に対する意識の向上と、自主的・継続的な健康づ

くりの実践により、医療費等の抑制に結びつく効果を目指して進めており、今年度が最終年度となっております。

新年度につきましても、引き続きクアオルト健康ウォーキングを中心とした健康運動を推進し、町民の皆さんの健康に対する意識の向上により、健康寿命延伸を図るよう努めてまいります。

この事業の一番の目的は、地域住民の健康づくりで、その効果により医療費等の抑制に結びつけることであり、まずは、健康増進に取り組む町民へのサポート、サービスが重要であると考えております。

この基本的な方向性は変わっておりませんが、クアオルト事業を推進する過程及び副次的な効果として、町外からの集客が図られ地域の活性化につながれば、それは大変ありがたいことと考えております。

今般、森岳温泉活性化協議会から出された、森岳温泉街の再活性化に向けた提言書の中に、クアオルト事業の継続と浸透、ヘルスツーリズムの推進といった項目の記載がございました。

クアオルト事業として、これまで培ったノウハウ等を森岳温泉の事業者の方々に提供し、さらには健康食の提供やプログラムの開発等への協力をいただきながら、森岳温泉の活性化につながる施策を展開できればと考えております。

また、クアオルト推進室と健康推進課との関係でございますが、平成31年につきましては、日本クアオルト協議会の全国大会が8月22日、23日の2日間にわたり当町で開催され、加盟10自治体の関係者が訪れる予定となっております。

大会開催に向けて準備を進めていくこととなりますので、現在の企画政策課クアオルト推進室において、引き続きこの事業を対応していきたいと考えております。

その後の体制ではございますけれども、現段階におきましては、健康推進課に業務を集約するのが最適と考えてはおりますけれども、組織機構やヘルスツーリズム等のあり方も勘案し、来年度において再度しっかりと検討してまいります。

続きまして、「山本地区の保育園統合」に関するご質問にお答えをいたします。

「山本地区の保育園は統合すべき」とのご質問であります。議員ご指摘のとおり、園児数、保育環境、保育士確保、園児の減少による子供の育成・成長への懸念など、さまざまな面を勘案いたしましても、山本地区の保育園の統合は必要であると考えております。

特に保育士の確保につきましては、職員採用試験で保育士を募集いたしましても応募者がいないなど、保育士不足は大変な深刻な課題となっております。

来年度におきましても、待機児童を出さざるを得ない状況になり、子育て支援に影響を及ぼすことにもなりかねません。

仮に統合となった場合は、基幹保育園となる可能性の高い森岳保育園の増改築などにより、新たに保育スペースを確保する必要がありますが、出来るだけ早い時期に、保護者や関係者の皆様の意向調査を実施した上で、統合の時期などについて方向性を定めたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長（金子芳継）

当局の答弁が終わりました。

13番、堺谷直樹議員の再質問を許します。13番。

13番（堺谷直樹）

それでは、1件目お尋ねしますけれどもクアオルト事業は町長、引継ぎの事業でございますので確認の意味含めて担当課にお尋ねしますけれども、出発点は森岳温泉の活性化であったというふうに私記憶しておりますけれども、間違いないですか。

議長（金子芳継）

企画政策課長。

企画政策（金子孝）

課長 今議員おっしゃったとおり、出発点についてはやはり森岳温泉の活性化というようなことで当初取り組んだものというふうに私は思っております。

議長（金子芳継）

13番。

13番（堺谷直樹）

その後、森岳温泉郷の民間企業の方々から協力を得られないということで、町民の健康増進と保険料低減のほうに目的を転換したというふうに記憶しておりますけれども、間違いないですよ。

議長（金子芳継）

企画政策課長。

企画政策（金子孝）

課長 今議員がおっしゃるとおりなわけですが、まず一番最初の取り組みの段階では森岳温泉の活性化というようなことで、その1つの起爆剤になればというようなことで取り組んだものというふうに思っております。

その中で、やはりクアオルト、健康ウォーキングというような手法を用いてというようなこともありまして、町民の方の健康づくりということで進めてきているところですが、その中でクアオルトが1つの方法として、さらにそれにつけ加えて森岳温泉のほうとか、いろいろ町内のほうに集客を図っていけばと、町のほうにもそういうことでのメリッ的なものもふえてくるというふうなことで今現在取り組んでいるところでございます。

議長（金子芳継）

13番。

13番（堺谷直樹）

紆余曲折を経ながらゆめろんの改修工事だとか、この事業に多額の予算を今まで注ぎ込んできたわけですが、どうも今の現状からしてこのクアオルト事業に対して町民の関心が物すごい高いというふうに感じる事ができないんです。

そこでちょっと伺いますけれども、実際町内で毎日毎回実践されている方の実人数というのは何人ぐらいなんですか。

議長（金子芳継）

企画政策課長。

企画政策（金子孝）

課長 済みません、ちょっと今資料を持ってきているんですけれども、ちょっとお待ちください。

お答えいたします。

29年度の場合ですけれども、いわゆる早朝ウォーキングということで歩いてもらっている方の延べ人数としては8,393名となっております。ただ、その実人数となった場合、その時々で来る人來ない人いるものですから、はっきりとした実人数はなかなか難しく、うちのほうでもはっきりした人数は把握していないところでございます。

議長（金子芳継）

13番。

13番（堺谷直樹）

8,300人という「おお」と思うんですけれども、今何で実人数という話をしたかという、1人で365日毎朝歩いた場合、365人でカウントしますよね。では、10人で歩くと3,650人になるんです。10人が365日毎日歩いたとすれば。

そうすると、3,650人という「おお」と思うんですけれども、実際は10人の人しか参加していないという計算になりますよね。実人数というのは大体どれぐらいなのかちょっと聞いたかたんですけれども、把握されていないということですからいいですけれども、では町外からも実際参加されている方何人かいるみたいですが、これはどのような形で参加されていますか。

議長（金子芳継）

企画政策課長。

企画政策（金子孝）

課長 町外からの参加の主なものにつきましては、町外のほうから例えば子供さんが大会で三種町に来ているとか、そういう場合、宿泊したケースにクアオルトも体験してもらう、あるいは町外のいろいろな各種団体のほうからも問い合わせがあって、その上でクアオルトを体験したいというようなことで参加してもらっているケースもございます。

議長（金子芳継）

13番。

13番 (堺谷直樹)

わかりました。

私も何回か参加してみてもわかるんですけども、夏場よりも冬場の参加者というのは少なく思うんですけども、冬場は何か参加者をふやすための取り組みというのは何かやっておられますか。

議長 (金子芳継)

企画政策課長。

企画政策 (金子 孝)

課長 ただいま議員おっしゃるとおり、どうしてもやはり冬場のほうはウォーキングということで外のほうの対応になりますので、人数的には夏場に比べれば若干減るといことなわけですけども、月に1回日曜ウォーキング等も開催して、そういうものについても対応できるようにやっているとございます。

議長 (金子芳継)

13番。

13番 (堺谷直樹)

今月の広報にこういうふうなクアオルトの運動に参加しませんかと出ていましたけれども、これ定員が10名なんですけれども何で10名なんですしょうか。

議長 (金子芳継)

企画政策課長。

企画政策 (金子 孝)

課長 クアオルトにつきましては公認ガイド等、ガイドさんがついて案内しているというか、指導しているわけですけども、大体ガイドさん1人で見れる範囲が10名程度というようなことで、うちのほうはガイドのほうの研修を受けている方からそういうふうなことで指導を受けております。

議長 (金子芳継)

13番。

13番 (堺谷直樹)

わかりました。

それで、何回も言うようですけども、多額の予算を今まで投じてきて、結論からいくと何かというと、保険料低減が最終的な目標ですけども、もうそこまで本当にたどり着けるのかと思うんです。

そこで、先ほど町長からも少し森岳温泉郷の絡めた話がありましたけれども、私はこの際集客の方向のクアオルトに方針転換したらどうかと思うんです。今の活動はそのまま継続しながらも、いいですか、特産品のじゅんさいをうまく取り入れて森岳温泉で保養、これを前面に押し出して集客を図るような施策に方針転換していったらいいんじゃないかと思うんですが、どうでしょうか。

議長 (金子芳継)

企画政策課長。

企画政策 (金子 孝)

課長 今回、森岳温泉の活性化協議会のほうからもクアオルト関係を盛り込んだ提言書が出されているわけですけども、議員おっしゃるとおりクアオルト事業を通して集客を図っていければそれにこしたことはないというふうに思っているわけですけども、町全体の健康づくりということもありますので、健康づくりのほうは健康づくりのほうでやはり取り組んでいかなければいけないというふうに思っております。

また、今ご指摘のように温泉等を利用しての集客についても努めていければ、それはそれで大変いいと思っているとございますし、いろいろな面で今までクアオルト関係で、例えば健康食に取り組んだり、いろいろなことをしているわけですけども、そういうことで引き続き、健康食を開発した研究会を通してなわけですけども、検討委員会等も今も続けてやっていますので、今まで開発したいろいろなそういう試食も何回か続けた中でクアオルト弁当等も開発しておりますので、そういうものの引き続き改善のところもあると思っておりますので、そういう部分にまた温泉の事業者の方からも加わっていただけたらかして、温泉のほうでもそういうものの提供に努めていただければ大変ありがたいことというふうに思っていますし、あわせてそういうものを通して例えば滞在する方に提供してもらおうとか、あるいは滞在してもらおう方のプログラムについても参加してもらおうとか、そういうことで温泉の方からも協力していただきながら推進していければなというふうに思っています。

議長 (金子芳継)

13番。

13番 (堺谷直樹)

これまで9のつく日はクアオルトということで職員の皆さん率先して頑張っていて活動されているということもよく把握しております。それは今後もずっと引き続き継続していただきたいと思いますわけですけども、今後は健康推進課を核として企画政策課、それから商工観光交流課が手を取りながら、クアオルト事業がよりよい方向に向かうようにみんなで頑張っていかなければならない事業だと思います。

そこで、各課の見解をちょっと教えてください。

議長 (金子芳継)

商工観光交流課長。

商工観光 (桜庭勇樹)

交流課長 お答えいたします。

先ほど来、森岳温泉活性化協議会のほうからの活性化の提言がございましたけれども、その中でクアオルトによるヘルスツーリズムを売りとしてということの中の期待される効果の中で、「クアオルトを体験して温泉に入って健康食を食べて体の中からも外からも健康になる」を売りにして、ヘルス

ツーリズムで森岳温泉を活性化できるという、そういう効果も書かれておりますので、それに沿った方向で進めていければと考えております。

議長（金子芳継）
健康推進課長。
健康推進課長（金子英人）
私のほうからお答えいたします。
当課としましては、本来の業務が健康づくり、健診関係とか、あとは医療保険関係です。そういったもので、最終の目的が健康づくりそのものですので、町長が答弁したとおり、本来今2課に分かれているような恰好になっておりますけれども、当課のほうで一元的に事業の実施をするのが本来の姿なのかなとは考えております。
この後は町長と関係各課とまた協議して方針を決めるということになるのかと思います。
以上です。

議長（金子芳継）
13番。
13番（堺谷直樹）
わかりました。
来年全国大会も開催されるというお話ですけれども、その全国大会を1つの区切りとして、どうか今までの活動を継続しつつ、森岳温泉の活性化の方向にも力を入れていただきたいというふうに思っております。最後に町長の見解をお願いします。

議長（金子芳継）
町長。
町長（田川政幸）
お答えいたします。
先ほどおっしゃるとおり、まず来年は全国大会ということで控えておりまして、こちらのほうはまず成功させたいということがまず1つ大きな目標であります。
その後は、先ほど答えたとおり健康づくりは当然なんですけど、そういう観光の面でもしっかり貢献できるような事業にしていきたいと考えておりますので、ぜひご理解していただければありがたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（金子芳継）
13番。
13番（堺谷直樹）
よろしくをお願いします。
それでは、2件目に行きます。
全国的な保育士不足ということでゆゆしき問題だと思っておりますけれども、今現在待機児童が何名おられるか、ちょっと教えてください。

議長（金子芳継）
福祉課長。
福祉課長（加賀谷 司）
今現在の待機児童についてお知らせいたします。
国の言う待機児童は真に保育に欠けるという中身ではございません。育児休暇中の方、求職中の方、これも含めまして入所申し込みを行って待ってもらっている方という考えで、真の待機児童ではございませんが、14名でございます。

議長（金子芳継）
13番。
13番（堺谷直樹）
希望した保育園に入園できないとか、兄弟が同じ保育園に通えないとか、そういう話もいろいろ聞こえてくるわけなんですけど、実態どんなような感じなんですか。

議長（金子芳継）
福祉課長。
福祉課長（加賀谷 司）
お答えいたします。
やはり働いて実際に64歳以下の祖父母もいなくて、必ず入園させなければ働けないという方は、鶴川保育園にゼロ歳児を入れて、森岳保育園に上の子を入れるというのは実情的にはあります。

議長（金子芳継）
13番。
13番（堺谷直樹）
金岡保育園とか下岩川保育園は平日午後6時まで、土曜日は12時半まで。ほかの保育園よりも開園時間が短いんですけれども、これも保育士不足の影響でしょうか。

議長（金子芳継）
福祉課長。
福祉課長（加賀谷 司）
金岡保育園、下岩川保育園につきましては、利用希望がないというものでございます。

議長（金子芳継）
13番。
13番（堺谷直樹）
わかりました。
国では保育士の配置特例として子育て支援の研修を修了した者に代替できるということになってはいますが、当町にそういう方はおられますか。

議長（金子芳継）
福祉課長。

福祉課長（加賀谷 司）
お答えいたします。
三種町には今のところありません。

議長（金子芳継）
13番。

13番（堺谷直樹）
この保育士不足の問題というのは、子供、保護者だけでなく、実は保育士さんの労働環境にも大きくかかわってきている問題で、なかなか休みがとれないと。話を聞く限り月に忙しいときは2日も休みがとればいいのかなどという話も聞こえてきていますけれども、その辺実態はどうでしょうか。

議長（金子芳継）
福祉課長。

福祉課長（加賀谷 司）
今現在、保育士不足によって休みがとれないとか、実情何かあったときに休めないということにはなっておりません。

そして、金岡保育園につきましては現在産休に入る方が2人ほど見込まれておりますので、臨時といいますか、1週間のうち1日、2日は手伝ってもらいたいというOBの方、または毎日いただけるも4時までで帰りたいという方、その方を全てOB並びに園長と協議しましてお願いいたしました。週に1日、2日来る方などを含めると5名の方が今控えておられると。その方をシフトのほうで園長が回しまして、休めないとか会議に出られないとかというふうなことになるように実施いたしております。

議長（金子芳継）
13番。

13番（堺谷直樹）
なかなか厳しいローテーションだというのは把握しておりますけれども、どうですか、これ統合することによって幾らか緩和できるというふうに考えていませんか。

議長（金子芳継）
福祉課長。

福祉課長（加賀谷 司）
お答えいたします。
ゼロ歳児3名に保育士1名、それから1歳児7名について1名とかという基準がございます。これは統合することによって今の人数で十分に運営できる、1つになることによって楽になるということは当然考えております。

議長（金子芳継）
13番。

13番（堺谷直樹）
保護者の方から非常に厳しい声がいろいろ聞こえてきていまして、子育て支援の充実を訴えながら待機しなければならない、また、保育士が足りない

ことを理由に何ら措置を講じていないと。こういう厳しい意見が聞こえてきています。

昨年度の学校再編検討委員会の答申では、小学校の統合にあわせて検討するというものでありましたけれども、もうここまで保育士不足が深刻化している中で、これはもう園の統合は個別に考える案件だというふうに認識していますけれども、その辺どうでしょうか。

議長（金子芳継）
福祉課長。

福祉課長（加賀谷 司）
お答えいたします。

私の個人的な感想でございますが、いわゆる3園同時ということは町長答弁のとおりでございます。しかしながら、今の現状を考えますと個別に、例えば具体的に言いますと下岩川保育園を先に森岳保育園に統合するというのも1つの案だということもございしますが、平成27年度から28年度にかけて一応下岩川保育園を森岳保育園に統合するという話し合いが持たれて、28年度の自治会長会議にも下岩川地区の自治会長会議にも報告させていただいたんですが、一番の理由は小学校があるのになぜと。

森岳保育園からまた下岩川小学校に入学するののかということが一番の問題だったらしくて、実は私が実際に担当したわけではないのですが、前の課長ですけれども、そういうふうな資料が残っております。

だから、保護者の方はおおむね賛同を得たのですが、やはり地元の住民の理解を得るとなればかなり厳しいものがあつたのかなと思われまので、やはり町長述べたとおり統合するとなれば3園同時というのがベストな選択ではないかと。また、小学校再編の絡みもございしますので、そちらとあわせて考えていきたいと思っております。

議長（金子芳継）
13番。

13番（堺谷直樹）

地元の方々の声も確かにわかるんですが、やはり子育てをこれから頑張っていく人たちが不安な中で生活していかなければならないという問題ですので、また、金岡保育園も大分老朽化していますよね。だから、そういうところもひっくるめて、どうですか、これから子育てを頑張っていく方々、第2子、第3子を希望する方々に安心して子育てしてもらえるように具体的に時期をはっきりと明確に話していただけるのであればいつごろと答弁お願いしたいんですが。

議長（金子芳継）
町長。

町長（田川政幸）

具体的に統合の時期まではちょっと明確にはあれですけれども、まず本当に早い時期に意向調査をまずやります。その意向調査を見てしかるべき時期

ということをある程度考えて計画していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

議長（金子芳継）

13番。

13番（堺谷直樹）

統合に伴う園の増築も必要になってくるという答弁でありましたから、速やかに実行に移していただきたいと思えます。

以上で終わります。

議長（金子芳継）

13番、堺谷直樹議員の一般質問を終わります。

次に、4番、大山善治郎議員の一般質問を許します。4番。

4番（大山善治郎）

それでは、私のほうから2件の質問を行います。

1件目は、農地中間管理機構の見直しについてでございます。

来月、1月の通常国会で農地中間管理機構、農地集積バンクの議論がなされます。当初、農地集積バンクを立ち上げるときに政府の規制改革推進会議が人・農地プランは反対であると、外からの参入が妨げられるという理由でこれが基本条件になりませんでしたけれども、今回重視するという方向に転じまして、大筋は農水省の方針を追認する形で進んでおります。

皆さんもご案内のとおりたくさんの方の改正案が出ておりますが、ここでは1点目、町、関係組織等を調整役として地域の話し合いを活性化させ、人・農地プランを下敷きとして推進するというのが大きな改革の第1点で、2つ目が、JA関与の仕組みを組み込むとともに農地利用集積円滑化事業と中間管理事業を統合一本化して、手続も簡素化するというあたりが大きな改正点じゃないかなというふうに思われます。

具体的な制度設計はこれからでありますけれども、さしあたり以上の2点から、現在までの農地集積関係の現状、そして、まだ法律は改正されておられません、それを見据えた課題は何かというあたりを問いたいと思えます。

2つ目は、国連での「小農権利宣言」についてでございます。

今の政府の農業政策は規模拡大一辺倒でございまして、従来から日本は家族農業など中小規模の農業をさせていかなければならないという主張をJAはしておりましたけれども、それは地域社会の維持のために多様な農業者も重視しなければならないという考え方が基本でございます。

こうした中で、今般、国連の委員会で「小農と農村で働く人々の権利に関する国連宣言（小農の権利宣言）」と申すものだそうですが、採択し、この12月に国連総会で決議されることとなっているようです。

日本の主張は、権利は既存の仕組みの活用によって保護されるということで、日本は棄権いたしました。これが棄権でなくて賛成してもらえればいろいろな国策に沿って地方の自治体も活動しやすいと思うんですが、棄権に回ったので起動しにくい状態となっておりますけれども、多様な農業を育成

するということは重要なことだと思いますので、こうした再評価の潮流についてどのように今のところ考えているかということでお聞きしたいと思えます。

以上、壇上からの質問を終わります。

議長（金子芳継）

4番、大山善治郎議員の壇上での質問が終わりました。

当局の答弁を求めます。町長。

町長（田川政幸）

それでは、4番、大山善治郎議員の最初のご質問にお答えをいたします。

本町の農地利用集積につきましては、農業委員会による農地の権利移動、農地利用集積円滑化事業や平成26年度からスタートした中間管理事業による三位一体の取り組みで展開し、平成29年度末で82.4%と、県内でも農地の人的集積は最も進んでいる自治体となっております。

一方、現状の集積課題といたしましては、第1に、借り手の見つからないような条件不利農地には集積が進まないことから、確実にマッチングできる農地しか引き受けできないこと。

第2に、農地の権利移動は、親類や地域の担い手農家など、ある程度「顔の見える範囲」でしか進まないことなどが課題となっております。

議員が申しておりましたとおり、農地中間管理機構の制度が一部見直しされることから、人・農地プランの集落単位での作成や農地利用集積円滑化事業と中間管理事業の統合一本化と手続の簡素化など改正点について周知徹底していきたいと考えております。

このようなことから、本町農業を持続するためには、農業後継者の確保に加え、農用地の集積については、地域の実情に精通するJA、農業委員、担い手農業者、集落営農組織や農業法人など関係団体との連携を強化し、集積向上へ向け取り組んでまいりたいと考えております。

2つ目のご質問についてであります。 「小農の権利宣言」につきましては、食料生産や地域における「小農」の価値や役割を明らかにし、食の主権確保や生物多様性への貢献を評価した上で、平等及び差別の禁止、小農女性と農村で働く女性の権利、天然資源に対する権利といったさまざまな権利の保護と促進を加盟国に義務づける内容であるというふうに認識しております。

これに対し我が国は、農業の規模拡大を重視している立場から、「農村の人々の権利は既存の仕組みの活用によって保護される」と主張し、国連での採択を棄権したところであります。

また、「小農の権利」が国際人権法上の固有の権利として認められるどうかという点についても、各国で論争があり、一自治体として、この問題をどう評価するかにつきましては、正直、非常に難しいものがございます。

しかしながら、現状、農家の多くは兼業農家であり、家族を養うために小さな農地で農業を営み、他の産業に従事しながら生活を維持しているのがほ

とんどであると同時に、小規模農家が中心となって農村社会を形づくり守ってきているという現実がございます。

また、小農に関しては、食の安全性・安定性の確保や食糧自給率の向上に寄与していることに加え、田園の自然環境を守り、国土の有効活用の観点からも、大きな存在価値があるというふうに認識しておるところでございます。

現在、農業従事者の減少等を背景に、農地の集積などを進めているところではありますが、規模の大小にかかわらず、農業が多くの町民の方々の大切な生活基盤であることに変わりはなく、そして、愛着のある土地で農業を営みながら生活できる喜びは、何物にもかえがたいものであると考えております。

以上を踏まえ、大山議員のご質問にございますように、町といたしましても農林水産業を支える方々の視点に立った農業施策をJA等関係機関と連携しながら展開してまいりたいと考えております。

以上であります。

議長（金子芳継）

当局の答弁が終わりました。

4番、大山善治郎議員の再質問を許します。4番。

4番（大山善治郎）

集積率が80%を超えているということは大変すごい率ではないかなというふうに考えます。冗談を言いますとこういう実績では今の改革は必要でなかったかな、ないんじゃないかなというような感じも受けまして、よく頑張ってきたなと思っております。

ただ、80といっても20ありますんで、今後の改革で人・農地プランが基礎づけされますと容易な仕事ではないんじゃないかなという感じがいたします。当町でどのぐらい人・農地プランが作成されて、その内容がどのぐらい充実されているかはよくわかりませんが、その辺の実態をお知らせ願いたいと思います。

議長（金子芳継）

農業委員会事務局長。

農業委員（信太清勝）

会事務局 農業委員会の信太と申します。よろしく申し上げます。

長 町内の人・農地プランは現在旧小学校区単位で構成されておまして、8地区でございます。それを未来の設計図といいますか、農業の今後の方針をつくる体制をつくっております。

平成29年度からは大瀧村の増反地もこの人・農地プランについて三種町が仮農地プランをつくって大瀧村に提供している現状もでございます。

現在の当町の人・農地プランの運用方針といたしましては、このプランを要件とした事業に支障が出ないような柔軟な行政主体を持ってプランの更新を行っているところでございます。

非常にちょっと改正、見直しする部分もございます。8地区という部分でございますけれども、地区の設定が非常に広いということがまず考えられます。末端の合意形成を経て農地の集積や集約化につなげていくようなこのプランを見直しするためには、地区の分割が非常に集落単位が必要ではないかと考えております。

こういった意味で、農業委員会の農業委員が集落のほうにきちっと対応していくという体制づくりを現在進めているところでございます。

議長（金子芳継）

4番。

4番（大山善治郎）

端的に言いますと、これから集積しなければならないであろうというところにその8地区で全部充足しておりますか。農地プラン、8地区で全町OKですか。

議長（金子芳継）

農業委員会事務局長。

農業委員（信太清勝）

会事務局 大瀧村の農地プランも入れますと9地区ということになります。これも本町の農業委員が対応してまいります。

議長（金子芳継）

4番。

4番（大山善治郎）

全町の例えば集落単位でもいいんですが、人・農地プランは全域をカバーしているかという質問でした。

議長（金子芳継）

農業委員会事務局長。

農業委員（信太清勝）

会事務局 カバーしていると判断しております。

長

議長（金子芳継）

4番。

4番（大山善治郎）

わかりました。そうすれば、制度が変わってもそれなりの対応ができるということでございますね。

あとそれから、さっき町長の答弁にもあったんですが、引き受け手のない農地、これが課題であるということで、特に中山間地域が問題になっておるんですが、その方向性はどんな感じなのか、お知らせ願いたいと思います。

議長（金子芳継）

農林課長。

農林課長（寺沢梶人）

お答えします。

議員ご指摘のとおり、いわゆる条件不利地といいますか、不利農地といいますか、中山間も含めておるわけですが、これら人・農地プランの住民の意向を取りまとめて条件有利地、要するに圃場整備等を考慮した国の事業を生かして今後進めていければということの考えであります。

いずれ人・農地プランでいました後は集落単位をもとに、住民の意見を反映した条件有利地にしていきたいと考えております。

議長（金子芳継）

4番。

4番（大山善治郎）

ありがとうございます。

農地集積円滑化事業と2つの制度があったんですが、80%を超える集積率で、これは振り分けできますか。どちらの事業が何%とかと。

議長（金子芳継）

農林課長。

農林課長（寺沢梶人）

今ご質問の振り分けについては、若干手元にまだ資料がないのでお答えし兼ねる部分ですが、いずれ三種町の人的集積については8割強ということですが、面的集積については非常に進んでいないのが現状なので、まだその辺から振り分けの検討、構築も考えていかなければいけないと考えております。

議長（金子芳継）

4番。

4番（大山善治郎）

わかりました。

先ほどJA等の各組織と連携しながらという町長のお話があったんですが、例えば農業委員会や土地改良区は「おまえらは必ずやらなければならない」という法令化も考えているという報道がありまして、繰り返しますけれども、そうなるとなかなか難しい、厳しいなと思うんですが、今のところ関係組織と考えられるのは農業委員会、JA、農業公社、土地改良区と、このようなところでよろしいですか。

議長（金子芳継）

農林課長。

農林課長（寺沢梶人）

議員ご質問のとおり、人・農地プランでの委員会でもあります議員がおっしゃった組織でございます。

議長（金子芳継）

4番。

4番（大山善治郎）

わかりました。では、1点、中間管理機構については終わります。

2つ目の質問は大変抽象的で町長にご迷惑をおかけいたしました。我々

前職から考えてこういう小農というものをいかにして育てていくかというようなことを考えていまして、なかなかいい策が見つからなかったんですが、後ろ盾があればいいなと思ったら棄権したということになりまして、方向性だけお聞きいたしましたけれども、方向性としては十分ではないかなという感じがいたします。

今のまち・ひと・しごと総合戦略のところを読ませていただきましたけれども、確かにいい戦略だなと、これが実現できればすごい成果になるだろうなというふうな感じで読みましたけれども、個々の施策が一つ一つということで総花的ではなかろうかというような感じがいたしまして、それが一体的になっているのかなという感じを受けました。

この質問の背景には大規模化は限界があるというのが新聞報道ではちょくちょく載ってまいりまして、イタリアでは失敗例もあるし、さっき先ごろの農業新聞では韓国が農村振興庁を設立して、超小農プロジェクトということで小農を強くするプロジェクトを政府、それから農協中央会等挙げて推進して、精度が上がっているというものがございまして、こういう方向ができれば大変いいのかなと思っていたんですが、ちょっとできそうもないので。

ただ、町としても私の総花的という指摘が合っているとすれば、農業関係に関して何らかの形で統合して一体的に考える方法もあるのではないかなという気がしておりましたら、これも新聞報道ですが、大仙市が産業構想というものを数年前からやっております、花火とかいぶりがっことかいうものを作って、花火は大分成功したようでございまして、地域経済の活性化を目指していることなんだそうです。

そして、たしか今年度は農業の産業構想を策定してしたという記事が載っております、もしかしたらこういうような方策をとればより合理的な農業政策ができるのではないかなというような思いがありまして、これの宣言を題材にして質問したところでございます。

そういうような方向性をとる可能性はありますでしょうか。

議長（金子芳継）

農林課長。

農林課長（寺沢梶人）

お答えします。

今議員がおっしゃられました大仙市の産業構想、地域経済等々についてのプロジェクト、まだ私どもとしては勉強不足というのが現状であります。

いずれその構想はまだないわけですが、今後検討しながら考えていきたいと思っております。いずれその中に小農ということで、専門家の言葉でもあります。地産地消、旬産旬消、フードマイレージ、食と農を結ぶとか、安定した農村社会基盤の維持強化、農業への国民理解等々を網羅したことを検討しながら考えていきたいと思っております。

以上です。

議長（金子芳継）

4番 (大山善治郎)
ありがとうございました。
ちょっと聞き忘れて、小さなことで申しわけないんですが、家族協定の締結農家数、それから集落営農の数を教えてください。

議長 (金子芳継)
農林課長。

農林課長 (寺沢梶人)
済みません、集積のほうですか。(「家族協定のほう」の声あり)

議長 (金子芳継)
農業委員会事務局長。

農業委員会事務局 (信太清勝)
集落営農経営者、経営数は20経営体でございます。
家族経営協定の資料は今現在ちょっと持ち合わせておりませんので、調べて報告をします。

議長 (金子芳継)
4番。

4番 (大山善治郎)
ありがとうございます。
最後に、人の言葉をかりて締めにしたいと思います。須賀田菊仁さんという農水省で金融課長、金融局長などを歴任した人ですが、「兼業農家でも他産業並みの所得を上げようという方には、将来の効率的・安定的経営として育成を図っていきたい。それ以上の方々是集落営農経営の中に参加してもらおう」というような言葉がございまして、方策の1つとして小農を守るという形としては、このような方向ももしかしてあるんじゃないかなということをつけ加えて終わりにいたします。ありがとうございました。

議長 (金子芳継)
4番さん先ほどの農業委員会のほうからの答弁、資料を後で大山議員のほうに届けさせます。
4番、大山善治郎議員の一般質問を終わります。
以上で、本日の日程は、全部終了しました。
本日は、これで散会いたします。

午前12時00分 散会